

普天間飛行場跡地利用推進会議設置要綱

(目的)

第1条 普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ(第2回)」(令和4年7月沖縄県・宜野湾市)を踏まえ、計画への理解促進や考え方の共有化を図り、幅広く意見聴取を行うとともに、跡地利用に関する気運醸成に繋げるため、普天間飛行場跡地利用推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 跡地利用に関する合意形成促進に向けた取組に関すること
- (2) 跡地利用に関する県内外に向けた情報発信の取組に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる者につき、沖縄県知事及び宜野湾市長が依頼する委員で組織する。

- (1) 有識者
- (2) 各種団体代表
- (3) 市民代表
- (4) 地権者代表
- (5) その他沖縄県知事及び宜野湾市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した委員の後任として、又は増員により新たに選任された委員の任期は、他の在任委員の残存任期間と同一とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 第3条第1項第2号から第4号の委員は、やむを得ない理由がある場合は、代理の者を出席させることができる。

(意見の聴取等)

第7条 推進会議において、会長が必要があると認めたときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課及び宜野湾市基地政策部まち未来課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和4年9月13日から施行する。